NSR/LID-5

社会保険労務士法人NSIR

〒530-0004 大阪市北区堂島浜1-1-8 堂島パークビル3階 tel 06-6345-3777 fax 06-6345-3776

[両立支援等助成金]柔軟な働き方選択制度等支援コース(仮称、新設)

育児を行う労働者が柔軟な働き方を選択できる制度の利用支援

主な要件	①育児を行う労働者の柔軟な働き方を選択できる制度(柔軟な働き方選択制度等。下記A~E から2つ以上)を導入する ②「育児に係る柔軟な働き方支援プラン」(※)により、柔軟な働き方に関する制度の利用及び利用後のキャリア形成を円滑にすることを支援する方針を社内周知する(※)「育児に係る柔軟な働き方支援プラン」:育児を行う労働者が、柔軟な働き方に関する制度の利用や利用終了後のキャリア形成を円滑に行うことができるようにするため、事業主が労働者ごとに作成する計画 ③助成金の対象労働者(制度利用者)と面談を実施し、「面談シート」に記録する ④面談結果を踏まえ、制度利用者の「育児に係る柔軟な働き方支援プラン」を作成する ⑤開始から6か月間で柔軟な働き方を可能とする制度を、下記の基準以上利用			
柔働選度 ※度間た用算不 な方制 ※度間に用算不 ※度間に用算不 ※度間に用算不 ※原間に用算不 ※原間に用算不 ※原間に用質不 ※原間に用質不 ※原間に用質不 ※原間に用質不 ※原間に用質不 ※原間に用質不 ※原は ※回用の、 ※回 ※回 ※回 ※回 ※回 ※回 ※回 ※回 ※回 ※回	制度名称		導入すべき主な内容	利用実績の基準
	A 始業 終業時 刻の変 更等	フレックスタイム制	日々の始業・終業時刻や労働時間を労 働者が決定	合計20日以上利用
		時差出勤制度	始業・終業時刻の1時間以上の繰り上げ または繰り下げ	合計20日以上利用
	B 育児のためのテレワーク等		自宅等での勤務を可能とする 勤務日の半数以上利用可能 時間単位で利用可能	合計20日以上利用
	C 短時間勤務制度		所定労働時間を1日1時間以上短縮 6時間とする以外の短縮時間も利用可	合計20日以上利用
	D 保育サービスの手配・費用補 助制度		労働者の子に対する一時的な保育サービスを手配し、当該サービスの利用に係る 費用の全部または一部を補助	負担額の5割以上かつ3 万円以上 または10万円以上の補助
	E 子の 養育の ための有 給休暇	子の養育を容易にす るための休暇制度	有給、年10日以上取得可能、時間単 位取得可能な休暇制度	合計20時間以上取得
		法を上回る子の看護 休暇制度	法定の子の看護休暇制度を上回るもの として、有給、年10日以上取得可能、 時間単位取得可能な休暇制度	合計20時間以上取得
助成額	柔軟な働き方選択制度等を2つ導入し、対象労働者が制度を利用 20万円 柔軟な働き方選択制度等を3つ以上導入し、対象労働者が制度を利用 25万円 ※1年度あたり1事業主5人まで対象 ※育児休業等に関する情報公表加算(1回限り、2万円)の適用あり。			

◎その他詳しい支給の要件や手続、支給申請期間については、制度決定後(4月以降)に、厚生労働省のHPをご参照いただくか、本社等所在地を管轄する都道府県労働局(申請先)へお問い合わせください。

【(熊本労働局)「令和6(2024)年度 両立支援等助成金の制度変更予定等をお知らせします(2024年3月作成)」を引用し編集】 https://jsite.mhlw.go.jp/kumamoto-roudoukyoku/content/contents/001764274.pdf